

## J X 統合人事制度で第 2 回団交報告

2017 年 1 月 20 日

### 条件悪化に組合提案

組合は 1 月 18 日、J X 統合後の人事制度変更で第 2 回団体交渉を持った。会社からの変更提案はほとんど悪くなるものであり、硬く言えば「応じられない」のだが、統合の動きは止められるわけでもなく、既得権を失うことを良しとせざるを得ないと判断した。第一回目の交渉回答と文書回答を確認して、以下 4 点に絞り、会社に再検討、改善願いを伝えた。

#### 1. 36 協定について

45 時間→35 時間へ、体制を変えないで協定時間だけ変える事は不可能。  
協定時間を守れる具体的な体制を望む。

#### 2. 日勤者の労働時間の 10 分延長について

新社は、国内売上高がトヨタに次ぐ大企業となる。  
日本企業をリードする立場の新社が、昨今の社会情勢と真逆の労働時間延長する事はいかなものか。

#### 3. 退職・解雇事由について

新社では、「技能が他の者に比して劣り、かつ、改善の見込みがない」、「会社の都合による」と判断されれば解雇される。組合活動に「政治活動の禁止」なども有り、平和活動が政治活動と捉えられるなど、全従業員が退職・解雇事由に当てはまる。  
到底受け入れる事は出来ない。

#### 4. 永年勤続について

会社への貢献度を勤続年数で表彰する制度について「自己開発休暇」などこれまでのリフレッシュとは異なる趣旨となっている。  
せめて猶予期間を設けるとか再考を願いたい。

以上 4 点の改善、再考提案した。

# 以下は、団交で質疑確認した

## 1. 特別給付金

### 自動車通勤手当支給テーブルの詳細は？

会社；近日中にご提示する。

## 2. 出張旅費

### • 宿泊費

宿泊費の実費支給では、ホテルでの使用料金（食事・クリーニングなど）が必要な出張では不利益となるのでは。

会社；日当で補ってもらう事となる。

日当支給条件が解りづらい。

会社；宿泊の場合は距離に関係なく日当は支給される。¥2,800×2 の¥5,600 円支給

### • 移動手段

TM カー使用者以外、出張に車を使用する事は認めないとあるが、業務の効率化、会社の競争力に反しないか。

会社；出張での自家用車使用は一切認めない。

人事異動で拠点が変わった場合、通勤先は変わるがこの場合の出張も、会社のルールとして、安全を優先して通勤以外は認めない。

例.

人事異動で和歌山工場 → 堺工場に異動したが、住居は変更なし。

和歌山工場に出張する場合でも、自家用車は認められない。

## 3. 福利厚生

### • 永年勤続・自己開発休暇

廃止する理由は？モチベーションに関わるのでは？猶予期間等は考えないのか。

会社；経過処置等は考えてない。

同じ業務を行う方が、JXTG として双方同じにするのが良いと考え整理した。

自己開発休暇とは、J X 制度だが、今後の自己の成長のためにと会社からの願いとして整理した。

以上